

## 本県の地球温暖化対策推進のあり方について

### 1 現状

- 本県は、平成 15 年度に公害防止条例を「県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「現行条例」という。）」に全面改正し、新たに地球温暖化の防止に関する規定を位置づけ、「あいち地球温暖化防止戦略」と両輪で地球温暖化対策を推進してきた。
- 今年 2 月策定予定の「あいち地球温暖化防止戦略 2030」では、2030 年度の温室効果ガス総排出量を **2013 年度比で 26%削減するという高い目標**を掲げており、その達成に向け**県民・事業者・行政などあらゆる主体による積極的かつ自主的な対策・取組を強力に推し進めていく必要がある**。
- そのため、新たに温室効果ガス削減に関する**県・事業者・県民の責務を明確**にするとともに、**県民・事業者・行政等が総ぐるみで取り組んでいく**ため、現行条例を大幅に見直す必要がある。

### 2 「あいち地球温暖化防止戦略 2030」の概要（平成 30 年 2 月策定予定）

- 新たな戦略で掲げる温室効果ガス排出量削減目標（2030 年度に 2013 年度比で 26%削減）の達成に向け、あらゆる部門、あらゆる主体が積極的かつ自主的に取組を進めていく。

#### 【2030 年度の部門別の温室効果ガス削減目標】

| 部門       | 産業     | 業務     | 家庭     | 運輸     | その他    | 総排出量*  |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2013 年度比 | -13.5% | -49.5% | -47.1% | -28.9% | -23.0% | -26.0% |

※吸収源対策を含む

### 3 現行条例（県民の生活環境の保全等に関する条例）の構成

#### 【公害の防止に関する規制等】

- 大気汚染
- 土壌・地下水汚染
- 騒音・振動・悪臭

#### 【事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減】

- 地球温暖化の防止
  - ・ 地球温暖化の防止に関する計画
  - ・ 地球温暖化対策計画書及び実施状況書の作成 等
- 建築物に係る環境への負荷の低減
- 自動車の使用に伴う排出ガス・騒音の低減
- 生活排水対策
- 循環型社会の形成

### 4 現行条例の課題

- ・ 現行条例には、県民、事業者、行政等の責務の規定はあるが、公害の防止等への寄与についてであり、地球温暖化対策の推進についての責務が明確ではない。
- ・ 現行条例には、「地球温暖化の防止」に係る規定として、「県による実行計画策定」や「事業者による地球温暖化対策計画書等の提出義務」しか位置づけられていないことから、戦略に示した取組について、各主体の果たすべき役割を定める必要がある。
- ・ 県民等あらゆる主体に対し、総ぐるみで地球温暖化対策を推進していただくよう、県としての姿勢を示す必要がある。



県民・事業者・行政等が総ぐるみで取り組んでいくため、各主体の責務や役割を定めた地球温暖化対策に特化した単独条例の制定について、ご議論いただきたい。